平成２０年（フ）第１７３９１号
千葉県松戸市樋野口697番地
破産者　丸福興業株式会社
1　決定年月日　平成21年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９３号
山梨県笛吹市石和町広瀬939番地グレープファーム205号
破産者　株式会社金泉
1　決定年月日　平成21年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第４０３１号
大阪市淀川区宮原４丁目４番50号真和ビル２Ｆ
破産者　日本クロスロード株式会社
1　決定年月日　平成21年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１号
大阪市中央区本町橋２番23号
破産者　株式会社オースピス
1　決定年月日　平成21年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３０３号
大阪市城東区野江３丁目12番２号
破産者　モア通信工事株式会社
1　決定年月日　平成21年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５２号
大阪市住吉区我孫子１－８－23　グランコーポ我孫子402、商業登記簿上の本店所在地大阪府豊中市利倉２丁目18番26号
破産者　有限会社山中工務店
1　決定年月日　平成21年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２０３６号
大阪市阿倍野区三明町１丁目８番１号
破産者　株式会社石津
1　決定年月日　平成21年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２２３７号
大阪府東大阪市布市町３丁目546番地の２
破産者　株式会社協和
1　決定年月日　平成21年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２３８４号
大阪府門真市大字三ツ島146番地の２
破産者　ツツミセンイ加工株式会社
1　決定年月日　平成21年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２５１０号
大阪市中央区千日前１丁目９番８号
破産者　株式会社ファースト
1　決定年月日　平成21年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３５号
堺市南区小代413－１
破産者　有限会社啓太郎テクニカルデザイン
1　決定年月日　平成21年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６号
広島市安佐北区三入南２丁目29番54－５号
破産者　有限会社冨岡組
1　決定年月日　平成21年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第３１６３号
横浜市磯子区栗木３丁目12番７号
破産者　有限会社エール広告社
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６４６号
東京都大田区山王１丁目43番15号
破産者　株式会社エルビン
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成１９年（フ）第３１８号
福井県坂井市丸岡町新九頭竜１丁目172番地１
破産者　本道　英昭
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第５９４号
福井県大野市東中町209番地
破産者　有限会社三村土木
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第５７８号
兵庫県明石市魚住町錦が丘１丁目11―13
破産者　株式会社コラボテック
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２０年（フ）第２９４号
山口市小郡上郷字流通センター西901番地21
破産者　丸信不動産株式会社
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第５６７号
香川県高松市香川町浅野542番地10
破産者　有限会社武田電気商会
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第８８号
宮崎県都城市鷹尾２丁目６街区８号
破産者　有限会社松永建設
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２８８号
千葉県市原市上高根1607番地64
破産者　北川　俊之
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第１０２３号
千葉市美浜区打瀬３丁目１番地１―1704
破産者　株式会社ディーディーファーム
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第６７７号
神奈川県伊勢原市下谷462番地の２
破産者　有限会社ジェイパラダイス
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部